

議案第14号

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年9月16日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い関係する規定を整理するため、及び校長への委任事務のうち休暇の承認に関する事務の範囲を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い関係する規定を整理するため、及び校長への委任事務のうち休暇の承認に関する事務の範囲を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

校長が行う都費負担教職員以外の学校職員の休暇の承認について、次のとおり規定を整備します。(第2条関係)

- (1) 年次休暇の名称を年次有給休暇に改めます。
- (2) 対象となる休暇に特別休暇である出生サポート休暇、妊婦通勤時間、早期流産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を加えます。
- (3) 対象となる休暇から介護休暇を削ります。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行します。

4 補足説明

この規程は、令和4年(2022年)第3回市議会定例会に上程する町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の可決が条件になります。

よって、当該条例が可決されたときに、この規程を速やかに公表できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、審議いただくものです。

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和46年11月町田市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(校長への委任事務)</p> <p>第2条 教育長は、町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）第2条第1項第4号に規定する学校の職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇（子育て部分休暇を除く。）の承認に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(校長への委任事務)</p> <p>第2条 教育長は、町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）第2条第1項第4号に規定する学校の職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>年次休暇、公民権の行使の利用、骨髄移植休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、子どもの看護休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、産前及び産後の休養、忌引並びに介護休暇の承認に関すること。</u></p> <p><u>(4) 育児時間の利用及び生理休暇に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。